

下関市立大学附属リカレント教育センター運営規程

令和2年3月31日

規程第25号

改正 令和3年3月23日規程第43号
令和6年2月28日規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第9条第2項の規定に基づき、下関市立大学附属リカレント教育センター（以下「センター」という。）の管理運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、社会人等を対象として体系的に編成した教育プログラムを提供し、地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の特別の課程の実施及び運営に関すること。
- (2) 公開講座の企画調整及び実施に関すること。
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 センターに、リカレント教育センター長（以下「センター長」という。）その他必要な職員を置く。

(運営会議)

第5条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、リカレント教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、センター長及びセンターに所属する本学の専任教員をもって構成する。
- 3 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 第3条に規定する業務に関すること。
 - (2) その他センターの運営に関すること。
- 4 運営会議は、必要に応じて運営会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規程第43号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第7号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。